

朝霞市税条例等の一部を改正する条例 概要

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市税条例等の一部を改正するもの。

2 主な改正内容

個人住民税に関して、住宅借入金等特別税額控除の内容の見直し及び適用期限を延長するほか、上場株式等の配当所得等に係る住民税の課税方式を所得税と一致させる等の見直しを行うもの。

固定資産税に関して、DV被害者等の支援措置として、登記情報に追加される居所等の情報を保護対象に追加するもの。

3 主な規定内容

○第1条関係

【納税証明書の交付手数料】

第18条の4

証明書に、住所に代わるものと記載したものを交付する規定

③令和6年4月1日

【所得割の課税標準】

第33条第4項、第6項

総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用

②令和6年1月1日

【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】

第34条の9第1項

総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行う

②令和6年1月1日

【市民税の申告】

第36条の2第1項

公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備

②令和6年1月1日

【市民税の申告】

第36条の2第2項

省令改正にあわせて改正（項ズレの反映）

②令和6年1月1日

第36条の3第2項、第3項
法律改正にあわせて改正（規定の整備）
②令和6年1月1日

【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書】
第36条の3の2第1項
給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等を有する配偶者の氏名を追加
①令和5年1月1日

【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書】
第36条の3の3第1項
公的年金等受給者の扶養親族申告書について
・一定の配偶者及び16歳超の扶養親族退職（手当等を有する者に限る。）
　　を有する者について、提出義務を追加
・記載事項に配偶者の氏名を追加
①令和5年1月1日

【特別徴収税額の納入の義務等】
第53条の7
省令改正にあわせて改正（項ズレの反映）
②令和6年1月1日

【固定資産課税台帳の閲覧の手数料】
第73条の2
住所に代わるものと記載した台帳を閲覧に供する規定
③令和6年4月1日

【固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料】
第73条の3
証明書に、住所に代わるものと記載したものを交付する規定
③令和6年4月1日

【個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除】
附則第7条の3の2第1項
住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し
①令和5年1月1日

【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】
附則第16条の3第2項
申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用
②令和6年1月1日

【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】

附則第17条の2第3項

法律改正にあわせて改正（引用条項の削除に伴う規定の整備）

①令和5年1月1日

【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】

附則第20条の2第4項

申告方式の選択に係る規定の整備

②令和6年1月1日

【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】

附則第20条の3第4項、第6項

申告方式の選択に係る規定の整備

②令和6年1月1日

【新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例】

附則第26条第1項、第2項

住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備

①令和5年1月1日

○第2条関係

令和3年改正条例（朝霞市条例第20号）第1条のうち第36条の3の3の改正規定

扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備

①令和5年1月1日

4 施行期日等

①令和5年1月1日

②令和6年1月1日

③令和6年4月1日

担当

総務部課税課

市民税係 048-463-2852

固定資産税係 048-463-2875